

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】令和1年10月3日(2019.10.3)

【公開番号】特開2018-50782(P2018-50782A)

【公開日】平成30年4月5日(2018.4.5)

【年通号数】公開・登録公報2018-013

【出願番号】特願2016-188426(P2016-188426)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 1 1 C

A 6 3 F 7/02 3 1 2 Z

【手続補正書】

【提出日】令和1年8月20日(2019.8.20)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

前面に遊技球が流下可能な遊技領域を有する遊技盤と、

前記遊技領域の左上部に配置され、そこから右上方に向けて遊技球を前記遊技領域に進入させるための進入口と、を有する遊技機において、

前記遊技盤の前面から突出し、前記進入口から遊技球が進入してくる斜め上下方向に沿って遊技球1つ以上の間隔を開けて並び、前記遊技領域を流下する遊技球の流下方向を変更する複数の樹脂製の突部からなる樹脂製の突部群が設けられ、

前記樹脂製の突部群には、

前記進入口から前記遊技領域に案内された遊技球が衝突し得る縦向球受面を有する第1の突部と、

前記縦向球受面の左下方に位置し、且つ前記縦向球受面側の面が右下がりに傾斜し、その傾斜の途中位置の左側が右側より急勾配になった横向球受面を有する第2の突部と、を備えていることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記縦向球受面と前記横向球受面とは、上下方向から見て重ならない位置に配置されている請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記樹脂製の突部群は、3つの突部が斜め上下方向に並んで配置され、少なくとも上側2つの前記突部に前記縦向球受面が形成され、少なくとも下側2つの前記突部に前記横向球受面が形成されている請求項1または2に記載の遊技機。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0 0 0 6

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0 0 0 6】

上記目的を達成するためになされた請求項1の発明は、前面に遊技球が流下可能な遊技領域を有する遊技盤と、前記遊技領域の左上部に配置され、そこから右上方に向けて遊技

球を前記遊技領域に進入させるための進入口と、を有する遊技機において、前記遊技盤の前面から突出し、前記進入口から遊技球が進入してくる斜め上下方向に沿って遊技球1つ以上の間隔を開けて並び、前記遊技領域を流下する遊技球の流下方向を変更する複数の樹脂製の突部からなる樹脂製の突部群が設けられ、前記樹脂製の突部群には、前記進入口から前記遊技領域に案内された遊技球が衝突し得る縦向球受面を有する第1の突部と、前記縦向球受面の左下方に位置し、且つ前記縦向球受面側の面が右下がりに傾斜し、その傾斜の途中位置の左側が右側より急勾配になった横向球受面を有する第2の突部と、を備えていることを特徴とする遊技機である。

請求項2の発明は、前記縦向球受面と前記横向球受面とは、上下方向から見て重ならない位置に配置されている請求項1に記載の遊技機である。

請求項3の発明は、前記樹脂製の突部群は、3つの突部が斜め上下方向に並んで配置され、少なくとも上側2つの前記突部に前記縦向球受面が形成され、少なくとも下側2つの前記突部に前記横向球受面が形成されている請求項1または2に記載の遊技機である。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0007

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0007】

請求項1の発明では、樹脂製の突部に設けられた横向球受面が、進入口へと向かう遊技球と衝突することで、その遊技球の逆戻りが抑制される。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0008

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0008】

本発明では、樹脂製の突部に設けられた横向球受面が、進入口へと向かう遊技球と衝突することで、その遊技球の逆戻りが抑制される。